

延宝八年（一六八〇）

西方村と八條村添堀築留訴訟につき裁許絵図裏書

（個人蔵 小澤家絵図 水―一）

【翻刻】

武州埼玉郡西方村と同郡八条村添堀築留訴訟之事、
野村彦大夫手代鈴木久右衛門・中川八郎左衛門手代飯嶋六郎左衛門差遣之、見分之上裁許申渡之覺

一 右添堀之儀、八条村上郷八ヶ村之悪水八条村之内式ヶ所之
以江落来候処、八条村之者柿木村と八条村境道末ニ而拾ヶ年
以前築留候付而、柿木村・千疋村・別府村・四条村・南百村・見田方村・
東方村よりも築留、西方村致水損之由雖申之、穿鑿之上八条村之
築留何拾ヶ年以前より有来候儀不存候由、右村々口書差出候条、
先規悪水落堀たりといふ共年久築留候儀ヲ其通差置之候得は、
西方村障無之と相見え候、其上今度申出候義申おくれ候事
一 八条村之内悪水落堀、八条村・青柳村・立堀村・小作田村・松木村・伊草村
悪水落二而、修復之節は六ヶ村人足并竹篠出之候、西方村より
柿木村迄之八ヶ村は御領一同之時は各別、私領ニ罷成候以後
人足出候事無之由、六ヶ村之者申所分明ニ候条、西方村之悪水落
堀と申儀不謂之事

一 八条村より末へハ悪水落候義無之由、西方村之者口書差出候
上は、八条村より末之添堀不及沙汰之事
右評定之面々相談之上如此裁断訖、然上は西方村申所
非分之条、有来築留如先規其儘可指置之、向後双方守此旨永
不可違背、仍為後鑑絵図加裏書両方江壺枚宛下置之者也

延宝八年^庚十月廿五日 高善左 印文

彦源兵 印文

大五郎右 印文

徳五兵 印文

甲斐喜右	印文
嶋出雲	印文
松山城	印文
阿美作	正能

天保十四卯年二月十六日

小澤豊三郎写之

小澤平右衛門

豊功(花押)

人名注

- ・野村彦大夫ためまひ：為政。代官。
- ・中川八郎左衛門もりかつ：代官。
- ・高善左しげはる：高木善左衛門守勝。勘定頭。
- ・彦源兵きよしげ：彦坂源兵衛重治。勘定頭。
- ・大五郎右まひらか：大岡五郎右衛門清重。勘定頭。
- ・徳五兵かいのしやう：徳山五兵衛重政。勘定頭。
- ・甲斐喜右まひらか：甲斐庄喜右衛門正親。町奉行。
- ・嶋出雲としき：嶋田出雲守利木。町奉行。
- ・松山城まひらか：松平山城守重治。寺社奉行。上総国佐貫藩主。
- ・阿美作まひらか：阿部美作守正武。父は正能まひらか。寺社奉行。武蔵国忍藩主。